

一般地域における大規模建築物等届出の流れ

大規模建築物等

景観形成地区、風景形成地域以外の市域で、景観の形成に大きな影響がある一定規模以上の建築物等は、地域の景観と調和を図るため届出が必要になります。

大規模建築物等届出の対象

裏表紙に記載しています。

※あらかじめ協議を要する大規模建築物等

- ① 近隣商業地域及び商業地域(容積率400%以上、以下「都心部」)の建築物
→ 高さ60m超又は延べ面積30,000㎡超
- ② 都心部以外の地域の建築物
→ 高さ31m超又は延べ面積15,000㎡超
- ③ 都心部の指定工作物
→ 高さ60m超(建築物と一体の場合は、指定工作物の高さ40m超かつ全体の高さ60m超)
- ④ 都心部以外の地域の指定工作物
→ 高さ31m超(建築物と一体の場合は、指定工作物の高さ20m超かつ全体の高さ31m超)

大規模建築物等の企画・設計

※あらかじめ協議を要する大規模建築物等の場合

事前協議の開始

協議(調査・予測)

事前協議の終了

大規模建築物等の届出

(建築確認申請書の提出等の10日前まで)

大規模建築物等景観形成基準による助言・指導

届出書(副本)の交付

建築確認申請等・工事着手・工事完了

完了通知書の提出

景観まちづくり市民団体認定等の流れ

景観まちづくり市民団体

一定地域における景観まちづくりを目的として活動する市民団体を景観まちづくり市民団体として認定し、市民主体のまちづくりを支援します。

景観まちづくり提案

景観まちづくり市民団体は、景観まちづくりに係る構想や意見を市長に提出することができます。

景観まちづくり市民協定

景観まちづくり市民団体は、景観の形成を図るため、必要な事項についての協定を締結することができます。

景観まちづくり市民団体結成に向けた発意

景観まちづくり市民団体の認定に向けた支援

景観まちづくり市民団体の認定の申請

景観まちづくり市民団体の認定

景観まちづくり提案の策定

